

生産緑地にかかわる制度の説明会【開催日：①H31.2.25、②H31.3.18】

● アンケート調査における質問等への回答

番号	質問内容	市からの回答・見解
◆特定生産緑地について		
1	生産緑地に指定（告示）された日が知りたい	今後、個別に説明文を送付する際に通知させていただく予定です。
2	特定生産緑地に指定するこれからの手続スケジュールを詳細に知りたい	開催した説明会（H31.2.25、H31.3.18）において、「【別紙2】青梅市 生産緑地に関するスケジュール（案）」をお配りしましたが、令和元年度の上半期に開催する地区別説明会において、より詳しく説明してまいります。
◆追加指定について		
3	生産緑地の追加指定は30年か	新たな生産緑地地区となる追加指定は、都市計画における指定告示日から30年間となります。
4	新規申請（追加指定）の時期を早められないか	現段階では、追加指定を特定生産緑地の指定手続きと同時に行うよう、令和4年度（平成34年度）の指定告示に向けて準備を進めています。 しかし、特定生産緑地の手続きおよび追加指定を進めるためには、「青梅都市計画生産緑地地区指定方針」および「同指定基準」の変更が必要でありますので、これらを定める中で、早められるか検討してまいります。
◆納税猶予制度について		
5	生産緑地の納税猶予等、相続が発生した際、いつから適用になるのか	相続税の申告期限（相続開始より10ヶ月）までに、相続により取得した生産緑地（都市農地の貸借の円滑化に関する法律で貸借している生産緑地は除く）において農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者が、税務署等での手続きを行って認められるものです。 ※詳しくは、相続税納税猶予について、国税庁HPでお調べ下さい。
6	特定生産緑地にしなかった場合でも、現在受けている納税猶予は継続できるのか	現在納税猶予の適用を受けている者に限り納税猶予が継続されますが、次の相続人については納税猶予が適用されません。 なお、固定資産税、都市計画税については、これまでの農地課税から、宅地並み課税となります。 また、生産緑地指定から30年経過することで納税が免除される訳ではなく、終身営農が免除要件となりますので、引き続き営農義務は継続します。

◆その他（複合的なものを含む）		
7	特定生産緑地および追加指定の仮申請や本申請を何年何月までに行うのか	現段階では、説明会で配布した【資料2】のと通りの概略日程のみ
8	竹林とか、管理されていない土地に生産緑地の標識が立っているが、認定の基準はどうなっているのか	生産緑地地区の指定に関し、「青梅都市計画生産緑地地区指定方針」および「青梅都市計画生産緑地地区指定基準」を定めています。 指定基準では、指定要件の一つに「現に農林業の用に供され、また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。」としています。
9	生産緑地のことについて、質問し易い状況をつくって欲しい	令和元年度の上半期に地区別説明会を開催してまいります。 令和2年度からは、指定相談窓口の開設も予定しております。
10	特定生産緑地および追加指定の仮申請および本申請を何年何月までに行うのか	令和元年度の上半期に地区別説明会を開催し、可能な限り具体的な日程を説明してまいります。